

工事定期監査及び出資団体工事監査結果報告

企画調整局，都市計画総局，みなと総局，消防局，交通局
神戸新交通(株)，神戸市道路公社，(財)神戸港埠頭公社
(財)神戸市開発管理事業団，(株)神戸ニュータウン開発センター，神戸交通振興(株)

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	横	山	道	弘
同	吉	田	基	毅
同	米	田	和	哲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成17年度工事定期監査について，同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

企画調整局，都市計画総局，みなと総局，消防局，交通局，神戸新交通(株)，神戸市道路公社，(財)神戸港埠頭公社，(財)神戸市開発管理事業団，(株)神戸ニュータウン開発センター，神戸交通振興(株)における平成16年度及び平成17年度施行事務について監査を行った。

工事の抽出状況は第1表，抽出工事は第2表のとおりである。

2 監査の期間

平成17年10月24日～平成18年3月20日

3 監査の方法

監査は，土木・建築・設備工事の施行が法令等に基づき適正に行われているか，また効率的に行われているかなどについて，現場の施工状況の調査，関係書類の審査及び関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 主な監査項目

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 計 画 | 妥当性 |
| (2) 設計・積算 | |
| ① 設 計 | 関係法規等の適用，設計基準等の整備状況及びその運用，設計図書 |
| ② 積 算 | 積算基準等の整備状況及びその運用，工種・数量・単価・歩掛り等 |
| ③ 設計変更 | 設計変更等の理由，手続及び内容 |
| ④ 照 査 | 設計・積算の照査方法 |
| (3) 契 約 | 契約締結手続 |
| (4) 施工・監督 | |
| ① 施 工 | 工事関係法規等 |
| ② 監 督 | 監督員の任命，工事関係書類，監督業務 |
| (5) 検 査 | 検査関係書類 |
| (6) 維持管理 | 保守点検関係書類 |

5 監査の結果

監査の結果，対象となる局・団体の抽出工事の実施に関する全般的な事務処理は，おおむね適正に行われているものと認められた。

しかし事務の一部について，正確性，合規性，経済性と効率性，及び有効性や透明性，並びに品質の確保，また施設の合理的な管理，などの観点から，いくつかの改善を要する事例が見受けられたので，今後も適切，適正な事務処理に努められるよう次のような指摘をする。

(1) 設計・積算

① 設 計

ア 雨水排水方式の見直し

本工事は、長田区大橋町の地下 1 階地上 16 階建てで、店舗、事務所、共同住宅等複合用途の再開発ビル新築工事である。

設計図面では、地下のピット階に雨水槽があり、屋上の雨水の一部を一旦この雨水槽に集め、ポンプアップで排水する方式となっている。この方式であれば、建物がある限り、常にポンプアップが必要で、いつまでも運転費がかかる不経済な設計となっている。

本建物では、雨水の水勾配を適切に計画すれば、雨水槽に入れずに直接地上の側溝に流し込むことは可能で、経費のかからない自然流下方式に変更することができる。

経済設計に努めるべきである。



(都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所)

[No.4 (仮称)新長田駅南地区大橋5工区再開発ビル新築工事]

イ 経済設計の配慮

本工事は、新長田南地区大橋 5 工区再開発ビルの店舗及び駐車場（その 1）並びに住宅（その 2）の新築に伴う電気設備工事である。

本工事の設計において、経済性への検討不足とおもわれる事例が見受けられた。

常に経済性に配慮した設計を目指すべきである。

(7) 接地の共有

本工事の再開発ビルには、下表 1 のとおり電気室が計 5 箇所あり、これらの電気室毎に下表 2 の接地 1 組を設ける設計となっていた。

保守管理区分の制約はあるが、可能な範囲（電気室間）で、接地の共有化を図るべきである。

表 1 電気室の区分

工事名	電気室の区分
No. 8 (その 1) 工事	店舗借室第 1 電気室
	店舗借室第 2 電気室
	店舗自家用電気室
No. 10 (その 2) 工事	住宅借室電気室
	住宅自家用電気室

表 2 接地 1 組の内訳と用途

接地 1 組の内訳	用途
A 種接地	高圧機器用，避雷器用（自家用のみ）
B 種接地	変圧器用
D 種接地	低圧機器用，漏電遮断器系の機器用
補助接地	接地抵抗測定用

（都市計画総局再開発部再開発課）

[No. 8 新長田南地区大橋 5 工区再開発ビル電気設備工事（その 1）]

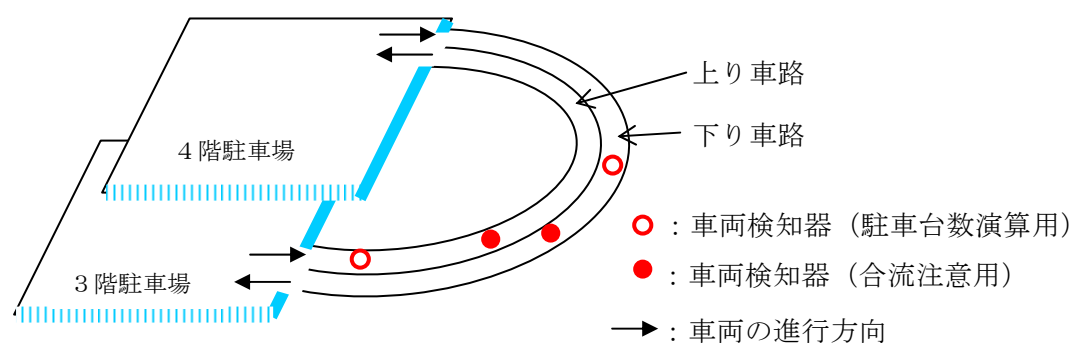
[No.10 新長田南地区大橋 5 工区再開発ビル電気設備工事（その 2）]

(イ) 車両検知器の兼用

本工事の駐車管制設備では、3階駐車場と4階駐車場を結ぶ上り及び下りの車路に車両検知器を2組ずつ設置する設計となっている。

この2組の車両検知器は、駐車台数の演算用と、駐車場内での合流注意用として、車路を通過する車両を検出するための装置であるが、本工事では車路が比較的短いため1組の車両検知器でも工夫すればこの2つの機能を兼ねることは可能である。

車両検知器の配置概略図 (○ 駐車台数演算用と● 合流注意用は兼用可能)



(都市計画総局再開発部再開発課)

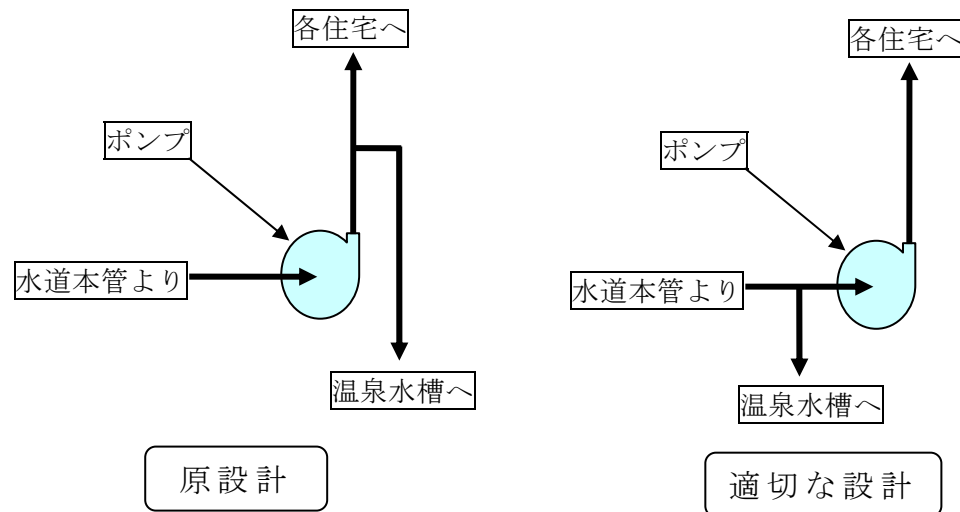
[No.10 新長田南地区大橋 5 工区再開発ビル電気設備工事(その2)]

ウ 補給水の計画

各住宅に温泉を供給する設備を設けた再開発ビル建設に伴う給排水・空調設備工事において、温泉の水質調整のため補給水として水道水を利用する設計となっていた。

しかし、その水道水の取り出しに際し、水道本管の水圧で充分供給出来るにもかかわらず、住宅用給水ポンプで加圧された系統から取っていた。ポンプの容量をその分見込む必要があるとともに、維持費も必要となって来る。

適切な設計に努めるべきである。



(都市計画総局再開発部再開発課)

[No.11 (仮称) 新長田駅南地区大橋 5 工区再開発ビル機械設備工事 (その 2)]

エ 議事録の整備

本工事は、大型旅客船の誘致並びに、海底泥を空港島の埋立て用材として利用することを目的として、神戸港中突堤・高浜及び第 1 区水域内を浚渫する工事である。

工事の施行にあたっては、関係機関等の協議・調整等が必要となる。これらの協議・調整等には、施行に係わる工費、工程、安全、その他制約事項等の決定に係わる重要な事項が含まれる。

そのため、協議・調整にあたっては、その経緯ならびに結果がわかるように、議事録として整備しておくことは極めて基本かつ重要である。

しかし、本工事にあたっては、一部整備されていなかった。

工事の施行にあたっての関係機関等との協議・調整等の議事録を整備すべきであった。

(みなと総局技術本部工務第 1 課)

[No.16 神戸港第 1 区水域浚渫工事]

オ 施工法に適合した基礎の形式選定

西神住宅第2団地における道路の大型案内標識を設置する工事において、その基礎を設計する際、その形式をケーソン基礎として設計していた。

しかし、この基礎の施工は、通常の開削工法で掘削され、現場発生土で埋め戻し・転圧が行われているだけであるので、この場合の地盤はケーソン基礎の地盤としてみなせる地盤の抵抗が十分に期待されるとはいえない。本工事のような施工法をとる場合には直接基礎として設計することが適切である。

設計に際しての基礎形式の選定については現場条件を十分に考慮して設計すべきであった。

(みなと総局技術本部工務第2課)

[No.20 西神住宅第2団地大型案内標識設置工事]

カ 予備品の指定方法

本工事は地下鉄西神山手線の運転指令所を海岸線の運転指令所に移設・統合する工事で、機器の更新・移設等を行うものである。

本工事で業者が納入する予備品として、仕様書に「各種リレー類」や「フレキシブルマイク」など、ほぼ具体的に指定しているものがある一方で、「ユニット類」・「別途指示」といった不明瞭なものがあった。

必要な予備品は具体的に指定すべきである。

(交通局電気システム課)

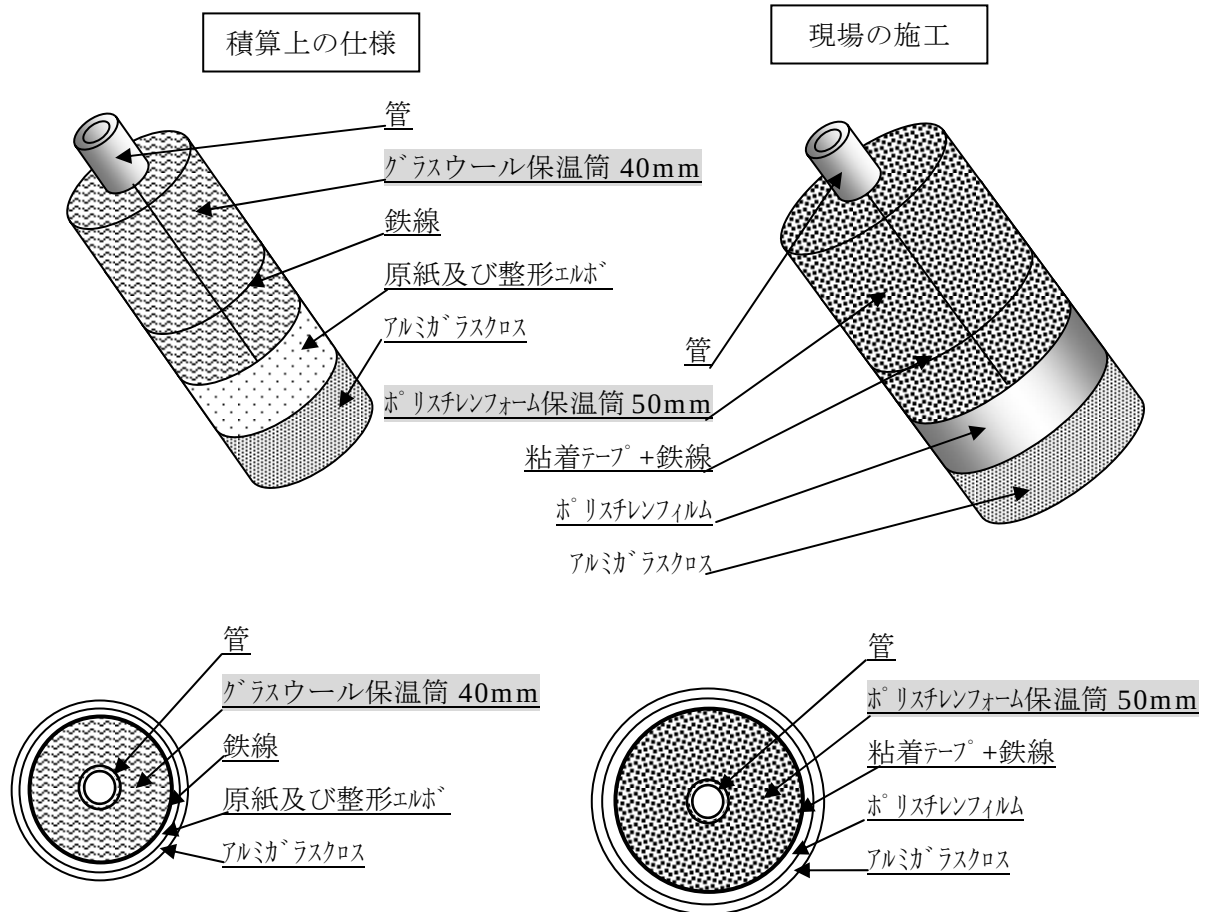
[No.49 運転指令所統合化工事]

キ ブライン配管の保温材

本工事は、地下鉄大倉山駅の空調による電力量の削減を目的に、既設水蓄熱を撤去し、夜間に製氷しその熱を昼間のピークカットに利用する氷蓄熱システムに取り替える工事である。

しかし、その製氷系統の -5°C のブライン（不凍液）配管の保温に関する仕様を指定しておらず、また、その積算を 5°C 程度の冷水配管の保温工事費で計上していた。

仕様を明確にするとともに、適正な積算をすべきである。



(交通局施設管理課)

[No.51 大倉山駅省エネルギー化工事（熱源システム）]

ク 製品型番の表記

本工事は、ポートアイランド第 2 期のコンテナヤード整備に伴い照明塔を設置する工事である。

本工事に使用する照明器具について、詳細図面を作成するかわりに、設計図面にメーカー固有の製品型番を記載していた。

当該照明器具は他のメーカーでも製作が可能のため、性能表記にするなど仕様書の表記方法は特に注意すべきである。

昇降式照明塔
(器具を降ろした状態)



((財)神戸市開発管理事業団東部設備課)

[No.57 ポートアイランド(第 2 期)ヤード照明設備工事]

② 積 算

ア 見積り

積算に際し、標準となる単価が設定されていない場合、見積りによることになるが、その徴集等について次の適切でなかった事例が見られた。

(7) 見積りの徴集先の数

次の 2 工事において、見積りを徴集するにあたり、3 社以上から見積りを徴集するべきところ、1 社のみからのものとなっていた。

- ・長田区若松町の店舗，事務所，遊技場の入る再開発ビル新築工事における鉄骨工事，
タイル工事，金属工事，建具工事等

(都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所)

[No. 5 (仮称)新長田駅南地区若松 5 工区再開発ビル新築工事]

- ・神戸空港島の造成工事における解析業務等の設計費

(みなと総局技術本部臨海建設課)

[No.24 ポートアイランド沖造成工事]

(イ) 見積り内容の確認

長田区大橋町の再開発ビル建設に伴う給排水・空調設備工事において、消音ボックス付きファンについて、徴集した見積りのなかで、誤って提出された消音ボックスを装備していないファンの廉価な見積りをもとに積算されていた。



消音ボックス付きファン



標準的なファン

(都市計画総局再開発部再開発課)

[No.11 (仮称) 新長田駅南地区大橋 5 工区再開発ビル機械設備工事 (その 2)]

(ウ) 工事価格での比較

西神山手線のトンネルのひびわれ補修工事において、積算にあたり、見積りを直接工事費及び間接工事費等を含む工事価格についても徴集していたが、直接工事費の見積りのみを採用していた。しかし、工事価格について、見積りを比較し、その最廉価を本市の積算における工事価格としていけば経済的な積算になっていた。

(交通局施設管理課)

[No.47 ずい道クラック補修(防水)工事]

イ 標準単価表の適用

本工事は、新長田南地区大橋 5 工区再開発ビルの共同住宅の新築に伴う電気設備工事である。

本工事の積算のなかで、低圧用のスコットトランスについて、「神戸市標準単価表」に掲載されている単価（同種の高圧用）を誤って適用していた。

同単価表の仕様欄には「高圧用」との特記が無いため、機器の仕様をよく確認して適用すべきであった。

スコットトランス：自家発電機（三相）と単相負荷の間に挿入し、発電機の負荷バランスを良くするために使用する特殊なトランス。

(都市計画総局再開発部再開発課)

[No.10 新長田南地区大橋 5 工区再開発ビル電気設備工事 (その 2)]

ウ 安全費の内容の明示

須磨海岸の変状した形状を整形する工事において、歩行者等の安全確保のため、安全費が積算され計上されていたが、契約図書にはその内容が明示されていなかった。

入札及び契約条件を明確にするため、安全費の内容である監視員及びその数量(1日あたりの人数)を明示すべきであった。

(みなと総局技術本部工務第1課)

(みなと総局経営部経営課)

[No.15 須磨海岸砂浜整形工事]

エ 経費率の設定

本工事は、大型旅客船の誘致並びに、海底泥を空港島の埋立て用材として利用することを目的として、神戸港中突堤・高浜及び第1区水域内を浚渫する工事である。

工事の経費率の設定にあたっては、基準書に工種ごとに定められており、複数の工種に及ぶ場合は、主要工種により定めることになっている。

本工事は、港湾の浚渫工事、ならび浚渫土の運搬(土捨)であり、その主要工種は、港湾浚渫工事を適用すべきものであった。

しかし、浚渫土の運搬(土捨)を主要工種とし、他の経費率の適用をしていたため、経費が過少となっていたものである。

経費算定にあたっては、基準書に則った主要工種から経費率を設定し、適正に処理すべきであった。

(みなと総局技術本部工務第1課)

[No.16 神戸港第1区水域浚渫工事]

オ 共通費の算定

本工事は、神戸空港における消防庁舎の新築工事である。

「神戸市建築工事積算基準」によると、共通費の算定において、主体構造物に係わる鉄骨工事についてはその率の補正を行なうこととなっている。

ところが本工事では、その補正を行わずに算定されていた。

積算基準を周知させるとともに、チェック体制を整備すべきである。

共通費：工事価格の内、直接工事費以外の費用であり、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のことを言う。



(みなと総局技術本部工務第1課)

[No.37 神戸空港消防庁舎新築工事]

③ 設計変更

ア 請負契約審査会

市では請負契約事務の公正かつ的確な執行を確保するため、請負契約審査会（以後、「審査会」という。）が設置され、設計変更等の規定案件について審査することになっているが、この審査会への付議ならびに依頼について適切でなかった事例が見られた。

(7) 付議時期

本工事は、大型旅客船の誘致並びに、海底泥を空港島の埋立て用材として利用することを目的として、神戸港中突堤・高浜及び第1区水域内を浚渫する工事であるが、潜水探査の追加により大幅に増工している。

大幅な設計変更にあたっては、その変更内容について事前に審査会に付すことになっている。本工事においては、大幅な増工から審査会に付すべき変更事案であることは判断できたと考えられるが、審査会に付さずに変更指示し、契約変更の直前で審査会に付し事後承諾を得たものである。

審査会においては、設計変更の事後承諾については問題があるとして改善するよう求めており、審査会に付すべき変更処理については、変更指示の時点で審査を受け、事後承諾とならないようにすべきであった。

（みなと総局技術本部工務第1課）

[No.16 神戸港第1区水域浚渫工事]

(イ) 審査依頼

本工事は、神戸空港の滑走路等の施設の耐震性を向上させるための地盤改良工事であり、設計変更（減額）が生じていた。

設計変更額が、規定の額を超えるもの（増減とも）について、原課は審査会への審査依頼の手続きをしなければならない。

しかし、本工事の場合、規定の額を超える設計変更（減額）でありながら審議依頼の手続きをしていなかったものである。

設計変更にあたって、審査会の調査審議が必要な案件については、適切に審議依頼の手続きをすべきであった。

（みなと総局技術本部臨海建設課）

[No.32 ポートアイランド沖地盤改良工事（その6）]

イ 設計変更図面の整備

次の4工事において、設計変更図面に不備があった。設計変更の図面は、契約図書の一部として重要であり、適切に整備しておくべきであった。

(7) 設計変更図面の未整備

神戸空港島の埋立土砂の海上運搬と埋立工事他1件の工事において、設計変更により付帯工事を施工しているが、その設計図面が契約変更図書に整備されていなかった。

(みなと総局技術本部臨海建設課)

[No.23 ポートアイランド沖海上運搬及び埋立工事(その2)]

[No.25 ポートアイランド沖護岸築造工事(その12)]

(イ) 完成図面による設計変更図面の代用

神戸空港電源局舎機械設備工事、同電気設備工事の設計変更図面作成において、全ての完成図面を変更図面としていたため、全図面を比較しなければ変更部分を特定できない状態になっていた。また、変更部分も設計変更(請負金額の変更を伴う変更)か、軽微な変更(請負金額の変更を伴わない変更)か判断できない状態になっていた。

(みなと総局技術本部工務第2課)

[No.41 神戸空港電源局舎機械設備工事]

[No.42 神戸空港電源局舎電気設備工事]

ウ 大幅な設計変更

本工事は、中央区ポートアイランド（第2期）において、コンテナ物流円滑化のための共同利用施設としてヤードを整備する工事である。平成17年度神戸港港湾機能高度化施設整備事業として整備中のものである。

補助事業の要件から、覚書を交わし、（財）神戸市開発管理事業団が実施主体となり、また、神戸市みなと総局が事業総合調整主体となっているが、本工事においては、当初の請負金額から大幅な増工となっている。

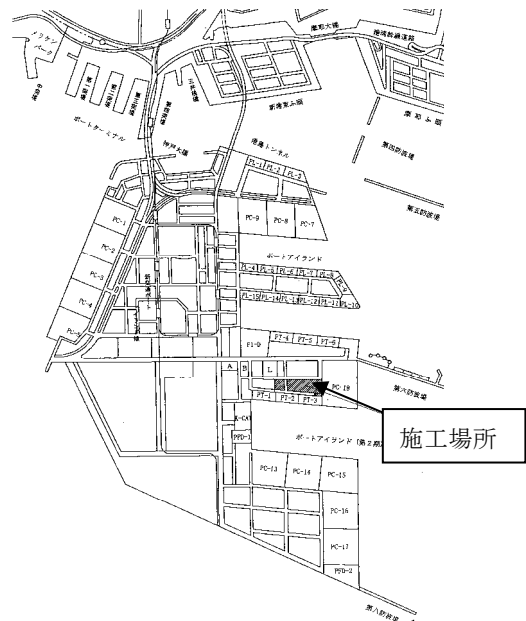
その理由は、

①舗装設計における路床改良の増工という、実施主体に係わるもの

②施設計画の変更という、事業総合調整主体に係わるもの

が挙げられ、実施主体ならびに事業総合調整主体の双方に起因するところがある。

今後、同様の整備事業にあたっては、それぞれの役割と責任のもとに大幅な設計変更が生じないように留意すべきである。



（みなと総局技術本部計画課）

（（財）神戸市開発管理事業団施設課）

[No.56 ポートアイランド（第2期）ヤード整備工事]

(2) 契 約

ア 請負代金の支払い遅延

神戸市工事請負契約約款によると、請負代金は、検査に合格し、かつ引渡しを受けたのち、請負業者の請求を受けてから 40 日以内に（神戸新交通㈱の場合は「遅滞なく」）支払うこととなっている。

しかし、請負代金の支払が、引渡しを受けたのち 60 日を越えているものがあった。
請負業者と連携を密にし、支払に係る所定の手続を、すみやかに進められたい。

（都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所）

〔No. 3 （仮称）新長田駅南地区若松 4 第 3 工区北棟再開発ビル新築工事〕

（都市計画総局再開発部再開発課）

〔No. 7 （仮称）新長田駅南地区若松 4 第 3 工区北棟再開発ビル機械設備工事〕

（みなと総局神戸港管理事務所工務課）

〔No.34 ポートアイランド L バースクレーンレール嵩上げ工事〕

（みなと総局技術本部工務第 1 課）

〔No.36 神戸空港電源局舎新築工事〕

〔No.37 神戸空港消防庁舎新築工事〕

（みなと総局技術本部工務第 2 課）

〔No.41 神戸空港電源局舎機械設備工事〕

〔No.42 神戸空港電源局舎電気設備工事〕

（交通局施設管理課）

〔No.48 新長田地下鉄ビル外壁改修工事〕

（神戸新交通㈱新線建設部技術課）

〔No.54 神戸新交通ポートアイランド線延伸三宮駅エレベーター改修工事〕

イ 工期内の設計変更処理

設計内容の変更に伴い設計変更作業が生じている。しかし、変更作業が間に合わず、工期を過ぎて処理されたものである。

完成検査は遅延なく実施されたが、設計変更作業は、工期内に処理される必要があった。工期延期をするなど適切な処理をすべきであった。

(みなと総局技術本部工務第1課)

[No.14 兵庫ふ頭他防災工事]

(みなと総局技術本部臨海建設課)

[No.29 神戸空港地盤改良工事(その9)]

ウ 部分引渡しの担保

神戸空港島の護岸に使用するブロックを製作する次の2工事において、製作したブロックを本工事完了前に別途の工事で使用していたが、そのブロックについて、部分引渡しに係る検査結果等の書類に不備があった。

検査が適正に実施されたことを示すとともに、当該ブロックの所有を明確にするため、契約事務手続規程に則り、検査の結果報告等の手続きをとるべきであった。

(みなと総局技術本部臨海建設課)

[No.30 神戸空港階段ブロック製作工事]

[No.31 神戸空港被覆ブロック製作工事(その4)]

エ 担保期間の設定

神戸空港電源局舎新築工事、同機械設備工事、同電気設備工事において、担保期間を1年と設定しているが、本格稼動時にはほぼ担保期間が満了となる。内装工事及び設備工事の欠陥は、使用により見つけられる場合が多く、担保期限が過ぎればその補修、調整を要求できない恐れがある。

本工事のような物件の担保期間は、適切に設定すべきである。

(みなと総局技術本部工務第1課)

[No.36 神戸空港電源局舎新築工事]

(みなと総局技術本部工務第2課)

[No.41 神戸空港電源局舎機械設備工事]

[No.42 神戸空港電源局舎電気設備工事]

オ 契約保証金の免除

交通局において、その他請負契約の際、契約保証金に関し、その取扱いについての明確な規程、決裁がないにもかかわらず、神戸市の契約保証金免除の拡大方針を準用し、免除対象としていた。

適切な手続きをとるべきである。

(交通局地下鉄車両課)

[No.52 平成 16 年度西神・山手線制御装置更新に関わる艀装及び車体改修]

[No.53 平成 16 年度海岸線電車重要部検査(総合管理・車体・ぎ装・台車等)]

(3) 施工・監督

① 施 工

ア コンクリートガラ運搬の過積載

本件工事は、長田区の若松町における再開発ビル新築工事他 1 件の工事である。

工事によって発生するコンクリートガラの運搬にあたっては、法令を遵守し、過積載とならないよう留意する必要がある。しかし、処分先の伝票によると、過積載となっている事例が認められた。

運搬積載状況の確認方法の一つとして、処分先伝票等を取り入れるなどし、過積載とならないよう法令遵守をより徹底する必要がある。

(都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所)

[No.3 (仮称)新長田駅南地区若松 4 第 3 工区北棟再開発ビル新築工事]

[No.4 (仮称)新長田駅南地区大橋 5 工区再開発ビル新築工事]

イ 工事写真の整備

工事写真は、工事完成後外部から明視できなくなる個所については必ず撮影することとなっている。

しかしながら、次の 2 工事についてはなされていなかった。

- ・汚濁防止膜等を水域から撤去し、空港島護岸の背後に陸揚げする工事において、別途工事でこれが吸出し防止材として埋設されてしまうのにもかかわらず、その汚濁防止膜等の数量を確認できる写真が撮影されていなかった。
- ・空港のエプロン部においてコンクリート舗装を行う工事において、コンクリート中に埋設される鉄網の目地個所の写真が撮影されていなかった。

(みなと総局神戸港管理事務所工務課)

[No.13 神戸港第 6 区水域内汚濁防止膜撤去等工事]

(みなと総局技術本部臨海建設課)

(みなと総局技術本部臨海整備事務所)

[No.33 神戸空港エプロン舗装工事(その 3)]

ウ 集水井戸の外周部の充填

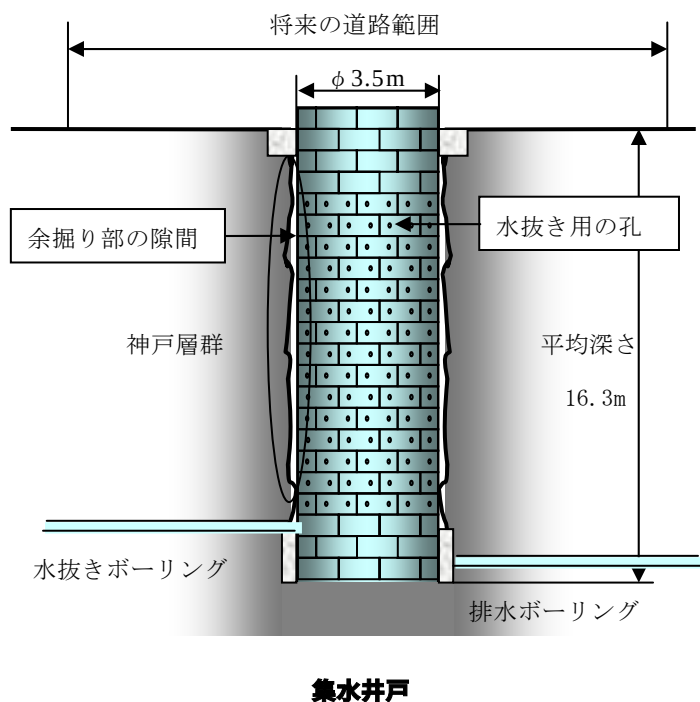
本工事は、西区の神戸複合産業団地の粗造成工事である。粗造成により生じる長大のり面のすべり抑制工として水抜きのための集水井戸（1箇所当たり $\phi 3.5\text{m}$ 、平均深さ 16.3m）を設置している。また、これらの集水井戸は、将来の道路内に設置されている。

設置箇所の地層は神戸層群という堆積軟岩で、掘削に発破を併用し鋼製の枠（ライナープレート）で井戸を構築したものである。この井戸は、集水目的のため、鋼製の枠にも水抜き用の孔が設置され、集水効果を高めることを意図して、鋼製の枠と岩部との間（余掘り部）は充填せず、隙間が生じたままになっていた。

一方、神戸層群の性状、斜面安定、ならびに将来の道路内であることを考えると余掘り部は充填しておくべきである。集水の機能を保持しながら充填するという方法としては、余掘り部に砂、豆砂利などの透水性のある材料を充填するなど、対策は講じられる。

集水井戸の周りの地盤条件、ならびに道路内という立地条件等を加味して、本来の効果を阻害することなく、安全性にも留意した施工をすべきである。

なお、本工事は工事中であり、本指摘をうけ透水性材料で充填する予定である。



（みなと総局技術本部工務第2課）

〔No.22 神戸複合産業団地粗造成及び土砂運搬工事(その3) 〕

エ 六価クロム溶出試験

本工事は、神戸空港島を埋立てる造成工事である。その路床改良工としてセメント混合による安定処理を施工している。

本市要領で、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土については、六価クロムの溶出試験を実施することとなっており、その改良土量に応じて試験回数が規定されている。

本工事においては、実施した溶出試験の結果は良好であったが、試験回数が規定回数を満たしていなかった。

規定された必要回数の六価クロムの溶出試験を実施すべきであった。

(みなと総局技術本部臨海建設課)

[No.24 ポートアイランド沖造成工事]

オ パッキンの材質

地下鉄大倉山駅の空調設備の省エネルギー化工事において、現場における配管工事に関し、アスベストのパッキンを使用しないよう指示し注意を払って施工していたが、工場で製作される機器の一部に使用されていた。

適切な施工に努めるべきである。

(交通局施設管理課)

[No.51 大倉山駅省エネルギー化工事（熱源システム）]

② 監 督

ア 建設リサイクル法の事後通知

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）第11条では、地方公共団体が発注する工事で、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）を使用もしくは排出する工事については、発注者が工事の着手以前に、必要事項を神戸市長に通知しなければならない。しかし、事後通知となっていた工事があった。

建設リサイクル法を遵守し、適切に処理すべきである。

(みなと総局技術本部工務第2課)

[No.22 神戸複合産業団地 粗造成及び土砂運搬工事(その3)]

(みなと総局技術本部臨海建設課)

[No.23 ポートアイランド沖海上運搬及び埋立工事（その2）]

[No.24 ポートアイランド沖造成工事]

[No.25 ポートアイランド沖護岸築造工事（その12）]

[No.27 神戸空港上部ブロック製作工事（その12）]

(交通局施設管理課)

[No.46 神戸市高速鉄道 長田(長田神社前)駅西口エレベーター増設工事]

(4) 検査

ア 部分払いの支払額の算定

本件は、神戸空港島の北側の西 550mの護岸築造工事他 2 件の工事である。これら工事は債務負担行為として部分払いがなされている。

債務負担行為に係る部分払いについては、神戸市工事請負契約約款第 40 条（以後、「契約約款第 40 条」という。）で各会計年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして部分払いの規定を準用することになっており、また、部分払いについては、契約事務手続規定第 10 条により、「工事出来高検査報告書兼支払計算書」（以後、「様式第 12 号」という。）によることになっている。

支払額の算定にあたり、当該工事は年度途中の部分払いでなく、各会計年度の出来高予定額の完成を検査し、出来高に対する当該年度の支払限度額から「契約約款第 40 条」に基づいて、既支出の前払い金を控除した額を支払っている。

そのため、「様式第 12 号」の部分払金額と支払可能額との大小関係の規定によらず、支払可能額を支払額としたものである。

このような場合は、契約事務手続規定の「様式第 12 号」に基づいた上で、別途の事由（本件の場合は、「契約約款第 40 条」に基づく年度末部分払い）を明記し、決済処理することが合規性、公正性、ならびに透明性の観点から適当であった。

部分払いの支払額の算定にあたっては、契約事務手続規定第 10 条の「様式第 12 号」を遵守し、必要に応じて事由を明記した上で決済処理すべきであった。

なお、様式の見直しについても検討されたい。

「工事出来高検査報告書兼支払計算書」（様式第 12 号）

(みなと総局技術本部臨海建設課)

[No.23 ポートアイランド 沖海上運搬及び埋立工事
(その 2)]

[No.24 ポートアイランド 沖造成工事]

[No.25 ポートアイランド 沖護岸築造工事 (その 1 2)]

(行財政局財政部経理課)

イ 検査員の任命

工事担当課長は、検査を行うときは、速やかに、検査員を命じることになっている。

しかし、神戸空港電源局舎機械設備工事，同電気設備工事の完成検査の検査員の任命に際し，任命簿を作成していなかった。

5 千万円未満の工事について省略しているが，適切な事務処理を行うべきである。

(みなと総局技術本部工務第 2 課)

[No.41 神戸空港電源局舎機械設備工事]

[No.42 神戸空港電源局舎電気設備工事]

(5) 維持管理

ア 走行レールの維持管理

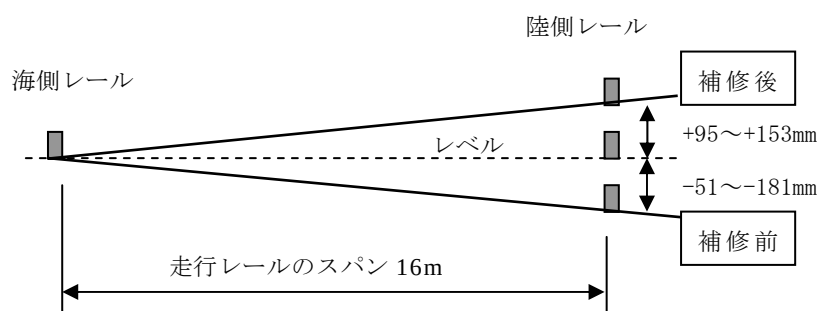
本工事は、中央区ポートアイランド（第2期）のLバースで荷役作業のクレーンの走行レールを嵩上げする工事である。

走行レールは16mの間隔で海側と陸側にあり、陸側のレールは埋立地に直接基礎を築造し布設されている。このため、地盤の沈下によりレールに高低差が生じていたため、将来の沈下を見込んで陸側のレールをさらに嵩上げし補修している。

このような走行レールの維持管理にあたって、みなと総局では、保守点検を実施しているが測定値の記載がなく、また管理基準を設定していないため、補修等の要否は経験による判断によっている状況である。

施設の維持管理にあたって、管理基準の設定ならびに保守点検の測定値の保存は、予防保全からも重要である。

みなと総局は、港湾管理者として、安全かつ適切な維持管理のため、クレーンの走行レールの管理基準を設定するとともに保守点検の測定値を保存し活用すべきである。



(みなと総局神戸港管理事務所工務課)

[No.34 ポートアイランド Lバースクレーンレール嵩上げ工事]

イ 点検報告書の記載

本業務は交通局市営地下鉄海岸線の一般設備（駅舎設備）を保守管理する業務である。

本業務では、点検により不具合が見つかった設備については、部品が入荷した時点で順次、修繕・復旧をおこなっている。しかし、不具合が見つかった設備の内、故障・整備記録に復旧日が記載されておらず、対処できたのかが不明な設備が一部見受けられた。

故障・整備記録は、業務の実績となるものであるため、復旧が後日になる場合にあっては、漏れなく記載していく必要がある。

（神戸交通振興(株)施設管理部設備第2課）

〔No.58 平成16年度神戸市営地下鉄海岸線一般設備管理業務〕

6. 意見・要望

ア 給水管の保温工事費の節減(設計)

再開発ビル建設に伴う給排水・空調設備工事において、天井裏等の給水管の保温について、コスト縮減を念頭に、その材質を標準仕様より安価なものに緩和していた。

しかし、その厚みについても、水道事業管理者が定める許容最低の仕様まで薄く出来るか検討し、更にコスト縮減に努められたい。

(都市計画総局再開発部再開発課)

[No.9 (仮称) 新長田駅南地区大橋 5 工区再開発ビル機械設備工事 (その 1)]

イ 浚渫深さの設定（設計）

本工事は、大型旅客船の誘致並びに、海底泥を空港島の埋立て用材として利用することを目的として、神戸港中突堤・高浜及び第1区水域内を浚渫する工事である。

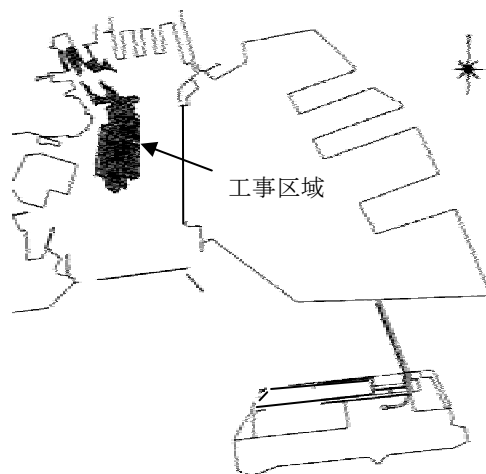
そのため、設計浚渫深さは、次の点を考慮して設定されたものとなっている。

- (1)接岸可能な範囲で想定する最大船舶の喫水からの「安全航行水深」
- (2)空港島の建設に伴い必要とする埋立て用材として予定した「底泥の浚渫量」
- (3)港湾施設・港湾計画の「水深（航路、泊地等）の表示単位の原則」

そこで、今回工事では、調査により現況が KP-8.1m～KP-14.3m の範囲の水深であった水域において、(1)による「安全航行水深」からでは、水深 KP-9.3m と算定されるものの、直近以深でクリアーする(3)による 0.5m 単位の「水深の表示単位の原則」、すなわち水深 KP-9.5m を設計計上した結果、(2)の「底泥の浚渫量」が約 60 万 m³ となった、としている。

しかし、広範囲の海底浚渫工事では、多額の事前探査や準備費が必要となることと合わせて、浚渫量の幅に応じて相当の船団固定費を必要とするとともに、0.1m 単位の水深で設計が可能であり、かつそのこと自体が工事費の大幅な増減に影響するにもかかわらず、一方で、(3)による 0.5m 単位の準拠が、経済的・効率的な底泥用材の量にも大きく影響する。

従って今回の設計浚渫水深 KP-9.5m が最も有効であったかどうかも含めて、今後の設計浚渫深さの設定においても、工事設計条件の整理をされておかれたい。



（みなと総局技術本部工務第1課）

〔No.16 神戸港第1区水域浚渫工事〕

ウ 見積りの再査定（積算）

神戸空港の液状化対策としての締固めを目的とした盛土層の改良工事において、主要材料である再生砕石の単価設定にあたって、当初3社から見積り徴集し、その中の最低値を提出した1社に、再見積りを徴集し、それをさらに査定していた。工事の特殊性を配慮して査定したものであるが、査定率の設定について検証し、より客観性を高めるよう要望する。

（みなと総局技術本部臨海建設課）

[No.32 ポートアイランド沖地盤改良工事（その6）]

エ 蓄電池の仕様（設計）

本工事は地下鉄西神山手線の運転指令所を海岸線の運転指令所に移設・統合する工事で、機器の更新・移設等を行うものである。

本工事の無停電電源装置に内蔵する蓄電池について、仕様書では「10年以上の長寿命タイプとする」としており、「担保期間」とも取れる表現になっている。しかしこれは理想的な使用条件の下での期待寿命であり、メーカーの保証値ではないため、蓄電池の仕様とすることは不適切である。

仕様書には、機器に求められる性能や使用条件、周囲環境、価格等を反映した適切な仕様を記載されたい。

無停電電源装置：交流電源が停電した場合に、瞬時に内蔵する蓄電池の電源を交流に変換し、重要な機器に一定時間電源を供給する装置

（交通局電気システム課）

[No.49 運転指令所統合化工事]

オ 設計委託先の選定(契約)

本工事は、新交通ポートアイランド線三宮駅において、ラッチ内の 11 人乗りエレベーターを撤去し、利用しやすい場所に 15 人乗りエレベーターを新設する改修工事である。

この三宮駅は、構造躯体が土木構造物であり、その既設構造物上に新設エレベーターを設置することから、開口位置や新荷重を受ける桁の選定、補強方法等の検討を土木構造物の照査を含めて行なう必要があり、エレベーターの位置決め等の建築設計と綿密な連携を図りながら進める必要があった。

ところが当初の土木設計業務委託先が不詳であり、当初の施工会社が三宮駅土木構造物の細部設計を行い、震災復興工事を行なう等、改修工事に必要な現場状況に精通していること、土木と建築の両設計部門があること、及び、営業しながらの駅舎内で、安全に留意した施工を設計に反映させる必要があること、更にはその設計期間が限られていたこと等の理由により、随意契約にて設計業務を当初の施工会社に委託している。また、工事契約は、指名競争入札を行なってはいるが、結果として設計委託先の施工会社に決まっている。

様々な制約条件から止むを得ない面もあるものの、今後このような場合、契約の透明性を高める為に、元の土木設計会社を探し出し、そこに設計委託をするか、設計・施工一括発注方式など、本件以外の発注方法の検討を要望する。



(神戸新交通(株)新線建設部技術課)

[No.54 神戸新交通ポートアイランド線延伸三宮駅エレベーター改修工事]

カ 自家用電気工作物の保安管理 (契約)

本業務は交通局市営地下鉄海岸線の一般設備を保守管理する業務である。

本業務の内、「自家用電気工作物の保安管理」業務について、仕様書で特定業者に委託するように指定をしていた。

しかし、直営でできる請負業者もあり、競争性・効率性を考慮すれば、業者の指定は廃止すべきである。

(神戸交通振興(株)施設管理部設備第 2 課)

[No.58 平成 16 年度神戸市営地下鉄海岸線一般設備管理業務]

第 1 表 抽 出 状 況 表

工 事 定 期 監 査

(単位 金額：千円)

区 分		監 査 対 象 工 事		抽 出 工 事		抽出率%	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
企画調整局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	10	1,431,917	2	692,370	20	48
	設 備	2	240,450	0		0	0
都市計画総局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	29	19,309,818	3	8,276,058	10	43
	設 備	23	5,715,102	6	1,638,231	26	29
みなと総局	土 木	193	72,644,069	24	53,604,917	12	74
	建 築	19	1,088,754	2	323,662	11	30
	設 備	41	3,086,859	6	804,501	15	26
消防局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	0		0		0	0
	設 備	14	458,458	2	55,083	14	12
交通局	土 木	16	350,924	2	169,638	13	48
	建 築	12	133,824	1	28,709	8	21
	設 備	82	3,153,087	5	1,344,294	6	43
計		441	107,613,260	53	66,937,463	12	62

備 考：(1)監査対象工事は、請負金額 250 万円以上のものとした。

(2)本表は、平成 17 年 9 月 30 日時点における各局の提出資料に基づき作成した。

出資団体工事監査

(単位 金額：千円)

区 分		監 査 対 象 工 事		抽 出 工 事		抽 出 率 %	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
神戸新交通(株)	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	1	78,750	1	78,750	100	100
	設 備	2	16,537	0	0	0	0
神戸市道路公社	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	0	0	0	0	0	0
	設 備	0	0	0	0	0	0
(財) 神戸港埠頭公社	土 木	13	311,660	1	7,140	8	2
	建 築	0	0	0	0	0	0
	設 備	0	0	0	0	0	0
(財)神戸市 開発管理事業団	土 木	6	367,426	1	309,750	17	84
	建 築	0	0	0	0	0	0
	設 備	3	42,992	1	30,502	33	71
(株)神戸ニュータウン 開発センター	土 木	0	0	0	0	0	0
	建 築	0	0	0	0	0	0
	設 備	0	0	0	0	0	0
神戸交通振興(株)	土 木	0	0	0	0	0	0
	建 築	0	0	0	0	0	0
	設 備	36	642,699	1	107,325	3	17
計		61	1,460,063	5	533,467	8	37

合 計

(単位 金額：千円)

区 分		監 査 対 象 工 事		抽 出 工 事		抽 出 率 %	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全体		502	109,073,324	58	67,470,930	12	62

備 考：(1)監査対象工事は、請負金額 250 万円以上のものとした。

(2)本表は、平成 17 年 9 月 30 日時点における各出資団体からの提出資料に基づき作成した。

第 2 表 抽 出 工 事 一 覧 表

企画調整局

(単位 金額：千円)

工事 種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約 の 方法
建築	1	P I 2 期南駅(仮称) 建築工事(その2)	戸田・神鋼 ・近畿菱興特定 JV	338,100 (330,120)	H16.10.5 (H17.9.5)	H17.9.30	随契
	2	神戸空港駅(仮称) 建築工事(その2)	大林・川重 ・寄神特定JV	362,250	H16.10.6 (H17.9.5)	H17.9.30 (H17.10.28)	随契

都市計画総局

工事 種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約 の 方法
建築	3	(仮称)新長田駅南地区 若松4第3工区 北棟再開発ビル 新築工事	(株)明和工務店	285,600 (332,808)	H16.3.26 (H16.12.27) (H17.4.25)	H17.2.28 (H17.5.31)	指名
	4	(仮称)新長田駅南地区 大橋5工区 再開発ビル 新築工事	大林・東急・大 日本特定JV	5,664,750	H16.3.29	H18.7.31	一般
	5	(仮称)新長田駅南地区 若松5工区 再開発ビル 新築工事	浅沼・日本国 土・大木 特定JV	2,278,500	H17.3.29	H19.2.28	公募
設備	6	(仮称)新長田駅南地区 若松4第3工区 北棟再開発ビル 電気設備工事	三和電気工業 (株)	34,335 (38,955)	H16.6.18 (H17.1.21) (H17.4.25)	H17.2.28 (H17.5.31)	指名
	7	(仮称)新長田駅南地区 若松4第3工区 北棟再開発ビル 機械設備工事	(株)新和商会	34,650 (48,426)	H16.6.18 (H17.1.21) (H17.4.25)	H17.2.28 (H17.5.31)	指名
	8	(仮称)新長田駅南地区 大橋5工区 再開発ビル 電気設備工事(その1)	住友・野里・ミ ナト特定JV	512,400	H16.7.2	H18.7.31	公募
	9	(仮称)新長田駅南地区 大橋5工区 再開発ビル 機械設備工事(その1)	大成温調・圓奈 特定JV	530,250	H16.7.2	H18.7.31	公募

工事 種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約 の 方法
	10	(仮称)新長田駅南地区 大橋5工区 再開発ビル 電気設備工事(その2)	松尾・柴崎 経常JV	262,500	H16.6.18	H18.7.31	公募
	11	(仮称)新長田駅南地区 大橋5工区 再開発ビル 機械設備工事(その2)	(株)長田松田工 業所	245,700	H16.6.18	H18.7.31	公募

みなと総局

工事 種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約 の 方法
土木	12	ポートアイランド沖 係留施設整備工事 (その13)	東洋建設(株)	465,150	H17.6.24	H17.12.25	公募
	13	神戸港第6区水域内 汚濁防止膜撤去等工事	(株)共栄組	26,880 (25,851)	H16.10.8 (H17.1.21) (H17.2.28)	H17.1.31 (H17.3.7)	指名
	14	兵庫ふ頭他防災工事	神港建設興業 (株)	94,479	H17.5.27	H17.12.15	指名
	15	須磨海岸砂浜整形工事	(株)共栄土木	10,479	H17.4.26	H17.6.8	指名
	16	神戸港第1区水域 浚渫工事	東亜・りんかい 日産・神港 特定JV	1,045,800 (1,250,550)	H16.4.9 (H17.4.11)	H17.5.31	公募
	17	神戸港第6区水域内 航泊禁止区域 周辺警戒,灯浮標巡視及び 点検	(株)共栄組	15,647	H16.6.10	H17.6.30	指名
	18	ポートアイランド(第2期) 南護岸改修工事	青木あすなろ・ 寄神・日下部 特定JV	102,900 (108,255)	H16.4.23 (H16.6.16) (H17.1.18)	H16.6.30 (H17.2.28)	随契
	19	西神住宅第2団地 粗造成工事(その3)	(株)浅沼組	372,750 (345,849)	H15.11.27 (H17.2.2)	H17.2.28	公募

工事 種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約 の 方法
土木	20	西神住宅第2団地 大型案内標識設置工事	(株)協立道路 サービス	8,400 (8,400)	H16.9.7 (H16.11.24)	H16.11.30	指名
	21	西神住宅第2団地 防火水槽設置工事 (その3)	正留組	11,445 (11,718)	H16.7.23 (H16.10.29) (H16.11.10)	H16.10.29 (H16.11.15)	指名
	22	神戸複合産業団地 粗造成及び土砂運搬 工事(その3)	大林・大成・西 松・鴻池 特定JV	13,440,000 (13,440,000) (13,440,000) (14,280,000)	H15.4.4 (H16.2.5) (H16.3.26) (H17.3.18) (H17.6.27)	H17.10.31 (H18.1.31) (H18.3.31)	一般
	23	ポートアイランド沖 海上運搬及び埋立工事 (その2)	青木あすなろ・ 日本国土・寄 神・日下部特定 JV	15,750,000 (16,637,250) (16,637,250) (18,212,250)	H15.4.4 (H16.9.29) (H17.3.24) (H17.6.27)	H17.10.31 (H18.3.31)	一般
	24	ポートアイランド沖 造成工事	大林・鹿島・清 水・東亜 特定JV	9,870,000 (10,795,050) (11,523,750) (11,586,750)	H15.4.22 (H16.3.19) (H16.9.29) (H17.1.25) (H17.3.4)	H16.10.30 (H17.1.31) (H17.3.11)	一般
	25	ポートアイランド沖 護岸築造工事 (その12)	奥村・大本 ・アイワ特定JV	2,856,000 (3,013,500)	H16.4.9 (H17.3.25)	H18.3.31	一般
	26	ポートアイランド沖 航泊禁止区域 周辺警戒業務	兵庫県湾岸開 発(株)	313,512	H16.6.10	H17.3.31	指名
	27	神戸空港 上部ブロック製作工事 (その12)	(株)梓	34,230 (34,294)	H16.8.24 (H16.12.3)	H17.3.31	指名
	28	神戸空港 被覆ブロック製作工事 (その3)	(株)梓	57,750 (59,006)	H16.11.29 (H17.2.25)	H17.2.28	指名
	29	神戸空港 地盤改良工事 (その9)	鹿島・若築 ・寄神特定JV	1,635,900	H17.4.15	H17.12.22	公募
	30	神戸空港 階段ブロック製作工事	(株)梓	64,050 (60,900)	H17.4.26 (H17.8.9)	H17.8.12	指名
	31	神戸空港 被覆ブロック製作工事 (その4)	松本建設(株)	81,900	H17.6.17	H17.10.31	指名

工事 種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約 の 方法
	32	ポートアイランド 沖 地盤改良工事 (その6)	東洋・吉田・矢 野特定JV	1,842,750 (1,817,550) (1,783,425)	H15.12.19 (H16.3.23) (H16.8.24) (H16.10.4)	H16.8.31 (H16.10.8)	公募
	33	神戸空港エプロン舗装工事 (その3)	大有・佐藤・ガイ ニチ特定JV	177,450 (177,660)	H16.11.30 (H17.3.8)	H17.3.31	公募
	34	ポートアイランド Lバース クレーンレール 嵩上げ工事	(株)古本熔工所	9,408 (11,382)	H17.4.19 (H17.6.15)	H17.7.15	指名
	35	妙法寺川尻浚渫工事	(株)荒川建設	18,060	H17.8.26	H17.10.10	指名
建築	36	神戸空港 電源局舎新築工事	(株)岡工務店	191,100 (190,785)	H16.3.12 (H16.11.22) (H17.1.21)	H16.11.30 (H17.1.28)	指名
	37	神戸空港 消防庁舎新築工事	近畿菱重興産 (株)	129,150 (132,877)	H16.9.3 (H17.2.10)	H17.3.31 (H17.4.20)	指名
設備	38	神戸大橋下路 道路照明設備工事	(株)金森電気工 業所	10,920 (10,383)	H16.11.22 (H17.3.23)	H17.3.31	指名
	39	中突堤 ボーディングブリッジ 設置工事	川崎重工業(株)	147,000	H17.5.13	H17.12.22	公募
	40	新港西地区 防潮鉄扉設置工事	豊国工業(株)	269,850	H17.6.3 (H17.9.1)	H17.9.30 (H17.12.15)	公募
	41	神戸空港 電源局舎機械設備工事	神戸設備工業 (株)	39,375 (39,908)	H16.3.12 (H16.11.19) (H17.1.14)	H16.11.30 (H17.1.28)	指名
	42	神戸空港 電源局舎電気設備工事	(株)小田電気工 業所	24,150 (24,436)	H16.3.12 (H16.11.19) (H17.1.14)	H16.11.30 (H17.1.28)	指名
	43	神戸空港 航空灯火灯器等設置工事	(株)トーエネッ ク	299,250 (306,099) (312,924)	H16.10.29 (H17.3.8) (H17.8.22) (H17.9.15)	H17.8.31 (H17.9.30)	公募

消防局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約 の 方法
設備	44	ポンプ付救助車 (CD - II) ギ装	(株)モリタ	50,400	H16.9.30	H17.3.10	指名
	45	灘消防署 システム通信設備工事	日本電気(株)	4,683	H17.2.10	H17.6.30	随契

交通局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約 の 方法
土木	46	神戸市高速鉄道 長田(長田神社前)駅 西口エレベーター 増設工事	清水建設(株)	162,750 (165,375)	H16.2.24 (H17.3.24)	H17.3.31	公募
	47	ずい道クラック 補修(防水)工事	(有)関西工業所	4,200 (4,263)	H16.11.22 (H17.2.28)	H17.3.15	指名
建築	48	新長田地下鉄ビル 外壁改修工事	上田建設工業 (株)	28,665 (28,709)	16.10.15 (H16.12.1)	H16.12.14	指名
設備	49	運転指令所統合化工事	(株)日立製作所	955,500	H15.3.19	H18.3.31	随契
	50	新長田駅 先進的省エネルギー 設備導入工事 (変圧器統合化)	日新電機(株)	145,299	H16.9.10	H18.2.28	公募
	51	大倉山駅 省エネルギー化工事 (熱源システム)	(株)テクノ菱和	64,050	H16.10.19	H17.3.31	指名
	52	平成16年度西神・山手線 制御装置更新に関わる 艤装及び車体改修	川重車両テクノ (株)	127,995	H16.4.1	H17.3.31	随契
	53	平成16年度海岸線 電車重要部検査 (総合管理・車体・ギ装・ 台車等)	川重車両テクノ (株)	51,450	H16.6.10	H17.2.28	随契

神戸新交通㈱

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
建築	54	神戸新交通ポートアイランド線 延伸 三宮駅エレベーター改修工事	㈱大林組	77,175 (78,750)	H16.6.8 (H17.1.31) (H17.3.22)	H17.1.31 (H17.3.31)	指名

(財)神戸港埠頭公社

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	55	RF2防舷材補修工事	㈱ブリヂストン I P O	7,140	H16.11.12	H17.2.10	随契

(財)神戸市開発管理事業団

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	56	ポートアイランド (第2期) ヤード整備工事	福田道路㈱	309,750	H17.8.2	H18.1.31	公募
設備	57	ポートアイランド (第2期) ヤード照明設備工事	コガセ工業㈱	30,502	H17.8.2	H17.12.20	指名

神戸交通振興㈱

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	58	平成16年度 神戸市営地下鉄海岸線 一般設備管理業務	阪神エンジニアリング㈱	107,325	H16.4.1	H17.3.31	随契

- 備 考 : (1)「請負人名」欄のJVは建設工事共同企業体を表す。
(2)「契約の方法」欄の随契は随意契約, 指名は指名競争入札, 一般は一般競争入札, 公募は,
公募型指名競争入札を表す。
(3)本表は, 平成17年9月30日時点における提出資料に基づき作成した。